



2018年7月25日 第133号
北九州労健連ニュース

TEL 093-871-0449 FAX 093-872-3695

〒804-0094 北九州市戸畑区天神 1-13-13 シェルム天神 1F

北九州労働者
の健康問題連
絡会議 発行

<http://rokenren.com/>

私たち北九州労働者の健康問題連絡会議（以下、労健連）では、労働者が自らの健康を犠牲にすることなく、良好な職場環境で働く基本的な権利を有していると考えています。

ただ不幸にして仕事が原因で障害を負ったり、職業病に罹患してしまったり、過労死で生命を奪われることになってしまった場合には、当然労働災害補償を初めとする種々の社会保障給付を受けるといふ救済が図られなければならないと思っています。

しかしながら、現実には例えば、職場の圧力、不合理な労災認定基準や制度上の問題、認定のための資料収集能力の限界、法律や制度について労働者に十分に知らされていない、積極的に労災職業病に取り組む医療機関が少ないなど、様々な障害のために、本来は救済を受けるべき被災労働者が労災認定を受けることなく放置されている現状があります。

そこで今回、上記の現状を打開するため弁護士による相談ホットラインを設けました。

- * 過労死 * 過労自死 * 働きすぎ相談 *
- * サービス残業 * パワハラ・セクハラ
- * 未払い賃金 * じん肺・アスベスト など

**ホットラインは月曜～金曜
9時～17時50分まで
受け付けています。**

☎ 093-591-9339



ホットラインでは相談者のお名前、連絡先（電話番号）をお尋ねします。



「働く人の健康ホットライン」開設

担当となりました弁護士から相談者の方へ電話を入れ相談内容を伺います

→ 電話でのアドバイスで終了する場合もあります。
→ 直接お会いしてお

話を伺った方が良い場合は、日時・場所を決め、面談を行います。初回相談料はかかりませんし、個人情報には順守します。

→ お話を伺った結果、複数の弁護士で検討が必要と判断した場合は別途日程を調整します。

* 継続的に相談を行う場合は、弁護士と受任手続きを行って頂きます。

以上



2018年7月9日
チーム労健連

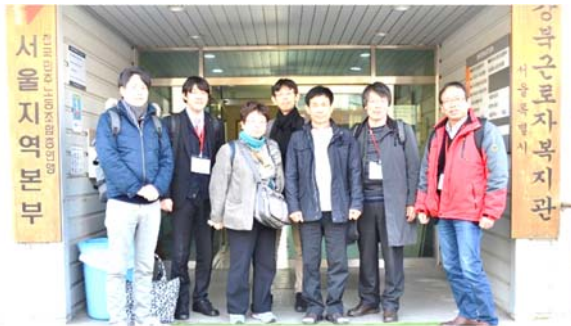
韓国フィールドワーク特集

希望連帯 労働組合

3月10日(土) 14時~15時30分

九州社医研 青木珠代

希望連帯労働組合はケーブルテレビ設置下請け会社で働く非正規労働者を中心に結成された労働組合です。



雇用安定を闘う一方で、地域の貧困問題や教育問題に積極的に取り組み、地域社会運動労働組合を指向されています。生活すべてが労働組合運動の対象であるという信念のもと。日常の中で共に生活している人たちと共に生きる社会を目指して取り組んでいると言われていたのがとても心に残っています。

2011年以降、団体交渉で資本に「社会貢献基金」(約1億1千万円)を拠出させているとのことでした。その資金で児童青少年支援に取り組んでいるということでした。

食事もままならず放置されている子供たちが韓国全土に100万人いると。地域児童センター、環境団体、図書館などと協力し地域見守りネットワークを作り、食事の提供、本の読み聞かせを行い、身なりを整えることや家の修繕の手伝い、一つひとつが子どもの生活環境を改善し、健全な発達を保障するというので、「社会貢献基金」が活用されているとのことでした。

組合員の中からは、「労働組合がやることか」と批判の声もあったようですが、参加した組合員からは「誰かの助けになる意味ある活動だ」「組合に入ってよかった」との感想が寄せられていると言われていました。

そして、ともに活動した市民・団体は組合を信頼し、資本との闘いを支援しているとのことでした。まさに、労働者は地域で生活している住民であり、地域社会と積極的に繋がっていることの意義を痛感しました。

地域で子どもの学習支援はエリートを育てたいのではなく、個人的な成功ではなく集団的な成功が目的で、子どもたちが健全な労働者になっていくよう労働者階級の観点を忘れてはいけません。と言われていました。

労働組合の存続をかけて「生活文化活動に取り組む」と・・・

韓国非正規 労働センター

3月10日、10:30~13:00

北九州労健連議長 永野忠幸

日本の最低賃金は地域別で九州では大分-沖縄が737円、全国最高は東京958円です。

韓国最低賃金、753円 政権が変わり大きな変化!

非正規労働センターは、2000年5月に発足した。非正規労働者の団体である。非正規労働の調査闘争支援、非正規の組織化などを行っている。政府の労働関係委員会にも文政権後に関わっている。昨年政権が変わり最低賃金が16.4%アップする。

最低賃金を改善させた政府の委員会は27人からなっており、労働者委員9人、企業側委員9人、政府関係委員9人で構成されている。労働者委員の内訳は民主労組4人：韓国労組5人。

500万人以上の人が最低賃金以下で働いている、この人たちの改善をすることが必要である。労働組合の組織率は10%程度、非正規はほとんど労働組合に組織されておらず、この非正規の声を代弁して賃金に反映できるかどうかは私たちの使命でもある。文大統領に代わって非正規労働センター関係者が委員会に参加できるようになり、職場の声を代弁していくことが大切です。



最低賃金を改善させる闘いは労働者の代表が委員会に参加して声を上げたこと、そして時給1万ウォン運動が大きな成果を上げた。大統領選挙でもすべての政党候補者の1万ウォンを政策

としてあげた。文政権の目標は、2020年までに時給1万ウォンにすることで、そのためには毎年15%アップが必要となる。

零細中小企業者への対策も

最低賃金の大幅引上げは使用者側にも大きなインパクトがあった。零細中小企業者が耐えられるように、政府も月に1人13万ウォンの支援金を出している。この支援を受けるためには4大保険の加入が条件であり、若いアルバイトの人は保険加入で本人の手取りが減ってしまうので望まない人もある。このような関係もありなかなか難しい側面もある。零細中小企業者への対策はいろいろ必要である。フランチャイズ料やロイヤリティーなどが大きく、賃金を抑えて働かせている状況からもなかなか難しい。財閥・大企業側が大きな力を持っているこうした状況を改善させる必要がある。財閥を規制する社会的システムに変えられる力を持つ必要がある。最低賃金の遵守率が低い問題もある、実行しない不法な職場が多い。そこには労働組合があるかないかが大きな鍵となっており、組織率を高める必要がある。



第29回人間らしく働くための九州セミナーin 福岡 開催のお知らせ

11月10日(土)・11日(日)の両日、福岡県立ももちパレスをメイン会場に、29回目となる人間らしく働くための九州セミナーが開催されます。通常より2週間早い開催となります。各種締め切り等も早くなっていますのでご



注意ください。

ポスターやチラシ・案内要項などはお盆前には各団体に届くかと思えます。早めに取り組みをお願いいたします。

記念講演は、週刊東洋経済の記者、風間直樹さんによる『働き方改革のオモテと裏～「安倍一強」の落とし穴(仮)』です。

二日目は現地企画として、①被災者(過労死・アスベスト)を守る運動の飛躍を目指して ②医療現場で健康の社会的決定要因(SDH)を捉え、対策を考える ③外国人労働者(実習生)の働く方と健康を企画しています。

春闘での労働組合の安全衛生に関する取り組みを紹介します。

勤務時間の管理と職員の健康に関する要求《市職労》

以下の記事は、「北九州市職員労働組合 いのちと健康センター第125号より転載」

要求①パソコンのログオンとログオフを調査し公表せよ

滋賀県庁では、パソコンのログオン・ログオフ時間と時間外や休日勤務の申請時間を突合わせ、1時間以上乖離しているときは人事当局から所属長に注意を喚起し事情を確認します。厚生労働省もパソコンの使用履歴による時間把握を言っています。北九州市でも当局の責任でパソコンの記録調査と超勤申請実態を調査し、その結果を公表すべきです。

要求②すべての職場で36協定を

地方公務員も当然、原則的に労働基準法適用です。労働基準法に1日8時間の法定労働時間を超えて勤務させる場合には「法36条に定め

る協定を労使で結ばなければならない」と定める協定を労使で結ばなければならない」と定めています。ところが本庁などいわゆる一般官公署の職場では、33条3項にある「公務のために臨時の必要がある場合」の例外規定を口実に、事実上無制限の超過勤務が蔓延しています。自治労連本部は、今年3月14日の総務省交渉でこの問題を取り上げ、「真に臨時の必要がある場合を精査し、それ以外の恒常の仕事については36協定締結が必要である」ことを再確認させています。

要求③勤務インターバルを

ILOでは「11時間以上の勤務時間インターバルを設けるべき」としています。ヨーロッパ諸国ではすでに導入しており、政府もインターバルの必要性は認めています。この間、長野県などいくつかの県での勤務時間インターバル導入の動きがあり、宇都市(山口県)や福岡市でもインターバル制度の試行を始め、残業時間が一定時間を超えた場合の翌日は遅出出勤を保証する制度を導入しています

春闘要求づくりに向けた全職員対象のアンケートを実施《健和会労働組合》

健和会労働組合では、2018年春闘期も要求づくりに向けた全職員対象のアンケートを実施し、約800名が回答しました。そのうち、職員の働き方に関する回答結果からは医療・介護従事者独特の傾向が浮かび上がります。

例えば、「普段の仕事でどの程度身体が疲れますか」との設問に対し、「とても疲れる」は5.5%、「やや疲れる」は42.3%。ほとんどの人が仕事に対する疲労感を覚えていることとなります。全国的にも同様の傾向で、医療・介護現場の労働全般が、過密・高度化する中で労働者の心身を疲弊させている反映といえます。

「職場で特に不満に感じること」の選択回答では、「人員が少ない」「仕事がきつい」が5番目以内に入ります。人員増や労働環境の改善は、常に医療・介護従事者の切実な要求になっています。健和会では、アンケート結果を反映させた労働組合の要求と理事会の方針に基づいて、夜勤交替制労働の改善、労働時間管理の強化などがすすめられており、今春闘の妥結点でも定数増、交替制勤務シフトの改善、労務管理の強化などが盛り込まれています。

労使の確認を職場でいかにすることはもちろんですが、根本問題には政府による社会保障制度解体と安上がりな医療・介護の推進が、労働環境改善の障害になっています。職場改善と制度改善のたたかいを結んで、より良い医療介護の働き方を引き続き追求しなくてはなりません。